

議案第 3 4 号

かすみがうら市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基
準を定める条例（平成 2 5 年かすみがうら市条例第 1 1 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 4 条第 6 号中「第 2 1 条第 2 項第 1 号」を「第 2 2 条第 2 項第 1 号」に改
める。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。